

松江市障がい者差別解消推進委員会の役割と取り組み状況

1 設置根拠

松江市障がいのある人もない人も共に住みよいまちづくり条例
(略称 松江市障がい者差別解消条例)

- ⇒本市において、障がいのある人もない人、住む人も訪れる人も、安心して暮らせる「住みよい共生社会の実現」を目指し、平成 28 年度に条例を制定。
- ⇒障がい理解拡大に向けた市の責務及び市民の役割、差別虐待の禁止、合理的配慮推進の取組、本委員会の設置などを規定

※障害差別解消法に規定する「障害者差別解消支援地域協議会」の委員を兼ねる運用を行っています。

2 委員会概要

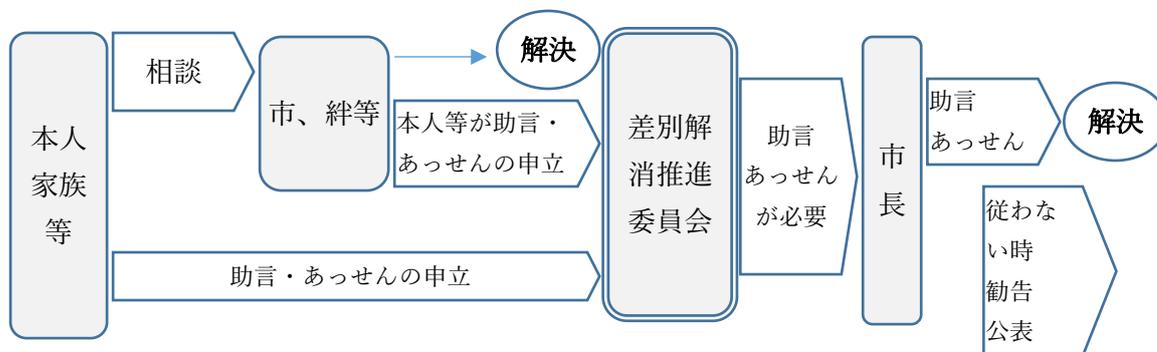
①委員構成 10 名以内で構成

②役割

ア 障がい差別等事案に係る申立ての調査及び審議

⇒差別案件について本人等からの助言・あっせんの申立てがあった場合、市は助言・あっせんの必要性を委員会に諮問し、委員会は助言・あっせん等が必要かどうかを判断し、市に答申します。

※平成 29 年度に 1 件申し立て(視覚障がいがある方への同僚の言動)



イ 合理的配慮の積極的实施及びその普及に貢献したと認められるもののほか、障がい理解を広げ、差別を解消するため市民の模範となる行為と認められるものの表彰選考

ウ その他(条例に規定なし)

条例改正等の随時案件について意見すること。

③任期 2 年(令和 6 年 10 月 1 日から令和 8 年 9 月 30 日まで)

④開催頻度 年 2~3 回程度

⑤報酬 8,000 円

3 今年度のこれまでの取り組み

- ・市報4月号 事業者による合理的配慮の義務化について掲載
- ・6月23日 「障がい理解と共生社会」まちづくりセミナー 85人参加
- ・9月 中学校校長会 出前講座の紹介
- ・10月 小学校校長会 //
- ・11月 市内商工団体等に「事業者による合理的配慮の義務化」を周知
- ・(随時) 障がい理解出前講座 4回 349人(予定含む)
- ・(随時) 手話出前講座 14回 656人(予定含む)

(今後)

- ・障がい者週間の取り組み(市長表彰 市立図書館での作品展示、市報掲載)
- ・手話言語条例制定に係るイベントを計画中

4 近年の審議事項

令和4年度第1回

- ・委員長、副委員長の選出
- ・松江市障がい者差別解消条例に基づく表彰選考について
- ・「松江市障がいのある人もない人も共に住みよいまちづくり条例」の改正検討のこれまで

令和4年度第2回

- ・松江市障がい者差別解消条例の施行後の見直しについて

令和5年度第1回

- ・松江市障がい者差別解消条例の改正について
- ・「条例見直しに関する意見」及び「障害者差別解消法改正」を踏まえた施策及び取組状況

令和5年度第2回

- ・松江市障がい者差別解消条例の改正について
- ・「条例見直しに関する意見」及び「障害者差別解消法改正」を踏まえた施策及び取組状況

令和5年度第3回

- ・松江市障がい者差別解消条例に基づく表彰選考
- ・「松江市障がいのある人もない人も共に住みよいまちづくり条例」の改正について
- ・「条例見直しに関する意見」及び「障害者差別解消法改正」を踏まえた施策及び取組状況

令和6年度第1回

- ・障がい理解差別解消の相談・取組等の状況
- ・「松江市手話言語条例」制定について(概要説明)

■松江市障がいのある人もない人も共に住みよいまちづくり条例 抜粋

(松江市障がい者差別解消推進委員会の設置)

- 第10条 市長は、障がい及び障がいのある人に対する相互理解の推進及び差別の解消を図ることを目的として、松江市障がい者差別解消推進委員会(以下「委員会」という。)を置く。
- 2 委員会は、市長の諮問に応じ、障がいのある人への差別に該当すると思われる事案(以下「差別等事案」という。)に係る申立ての調査及び審議並びに前条第2項の表彰に係る選考を行うものとする。
 - 3 委員会は、委員10人以内で組織する。
 - 4 委員は、障がいのある人への差別に関し、障がいのある人を含め優れた識見を有する者のうちから市長が委嘱する。
 - 5 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
 - 6 委員は、再任されることができる。
 - 7 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。
 - 8 委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。
 - 9 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
 - 10 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

■障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律 抜粋

(障害者差別解消支援地域協議会)

- 第17条 国及び地方公共団体の機関であって、医療、介護、教育その他の障害者の自立と社会参加に関連する分野の事務に従事するもの(以下この項及び次条第二項において「関係機関」という。)は、当該地方公共団体の区域において関係機関が行う障害を理由とする差別に関する相談及び当該相談に係る事例を踏まえた障害を理由とする差別を解消するための取組を効果的かつ円滑に行うため、関係機関により構成される障害者差別解消支援地域協議会(以下「協議会」という。)を組織することができる。
- 2 前項の規定により協議会を組織する国及び地方公共団体の機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。
- 一 特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二条第二項に規定する特定非営利活動法人その他の団体
 - 二 学識経験者
 - 三 その他当該国及び地方公共団体の機関が必要と認める者